

抗原定性検査キット使用上の留意事項

令和 4 年 6 月

1 使用対象者

今回配布する抗原定性検査キットの使用対象者は、以下のとおりです。

| 分類 | 属性 | 対象者等 | 使用可否 |
|-------------|-----------|---|--------------------------------------|
| (1) 定期検査 | ① 従事者 | 各施設等の従事者（週 1 回実施） ※職種は問わない。 併設事業所との兼務職員も可 | ○使用可 |
| (2) 臨時検査 | ② 従事者等 | ・各施設等の従事者で、有症状の者 ・各施設等に頻繁に出入りする業者の従業員で、有症状の者 | ○使用可 ※体調が悪いと感じたら、まずは医療機関の受診を検討する。 |
| | ③ 従事者等入所者 | 施設で感染者が発生した場合の濃厚接触者 | ○使用可 |
| — | ④ 従事者等 | 濃厚接触者となった場合の早期職場復帰のための検査 | ×使用不可 ※検査は自費で実施。 |
| | ⑤ 従事者等 | 感染者となった場合の自宅での隔離期間及び濃厚接触者となった場合の待機期間の終了後、職場復帰のための検査 | ×使用不可 ※陰性確認は不要。 |

2 配布する抗原定性検査キット

(1) 今回一律に配布するもの

| メーカー名 | 商品名 | 1 箱入数 |
|-------------------|----------------------|-------|
| メイダ イグ ナスティック株式会社 | SARS-CoV-2 ラピッド抗原テスト | 25 回分 |

(2) 不足分の申請に基づき配布するもの

| メーカー名 | 商品名 | 1 箱入数 |
|----------|----------------------|-------|
| 株式会社タウンズ | イムノエース SARS-CoV-2 II | 10 回分 |

(3) 次回（7月下旬）追加で配布するもの
メーカー等未定

3 検体採取のための体制

必ずしも、医療従事者がいる必要はありません。

医療従事者の管理下以外で検体採取を行う場合は、施設長等いずれかの職員が検体採取に関する研修を受講して、「検査実施管理者」を置き、その管理下で従事者本人が検査を実施してください。

<検体採取に関する研修>

- (1) 厚生労働省HP上に公開されているガイドラインを熟読する。
「医療従事者の不在時における新型コロナウイルス抗原定性検査のガイドライン等について」
https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000121431_00270.html
- (2) 理解度テストで全問正解すると、受講済となる。
- (3) 研修受講済職員を、「検査実施管理者」として名簿を作成する。
(県への提出は不要)

4 検査後の対応

| 判定結果 | 対 応 |
|--------|---|
| 陽性 (+) | ①陽性判明者は帰宅・出勤停止し、速やかに医師の診察を受けることを徹底する。 ②施設管理者は、確定診断を待たず、当該陽性者に速やかに帰宅させるなど、感染の拡大防止策を行う。 |
| 陰性 (-) | ①偽陰性の可能性もあることから、症状が有る場合は、症状が快癒するまで自宅待機や医療機関の受診を促すなど、感染拡大防止措置を講じる。 ②感染の可能性がゼロであることを保証するものではないことを伝えるとともに、引き続き感染予防策（3密回避、マスク着用、手指消毒、換気）を徹底する。 |

5 抗原簡易キットの保管等

| 区 分 | 取 扱 い 方 法 |
|------|--|
| 保管方法 | 常温（2～30℃） ※ <u>高温になる場所には置かない</u> など、夏季の温度管理には注意する。 |
| 廃棄方法 | 廃棄に当たっての具体的な処理手順は、それぞれ製品の添付文書のうち、廃棄上の注意の項を参照し、廃棄物の回収事業者や各自治体に確認する。 未使用の製品については、各自治体のゴミの分別にしたがって、一般ゴミとして処分する。 なお、使用期限切れによる廃棄の場合も含め、廃棄の際に、県へ報告する必要はない。 |

※保管費用及び廃棄に要する費用は、各施設において御負担願います。